

令和 6 年度

福井市特定不妊治療費助成のご案内

～体外受精や顕微授精の費用の一部を助成します～

<助成対象となる方> 以下のすべての要件を満たす方

- ・ 治療開始日*に法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある方
- ・ 治療開始日*において、妻の年齢が42歳以下の方
- ・ 申請日に夫婦の両方またはいずれかの住民登録が福井市にある方

(* 治療開始日: 受診等証明書(様式第2号)に記載の“今回の治療期間”の開始日)

【申請窓口】

福井市保健所 地域保健課 保健支援係
〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8
TEL:(0776)33-5185
月～金(祝日除く) 8:30～17:15



福井市ホームページはこちら↑

【県助成制度】

- ① 保険適用 ※1 で実施される特定不妊治療
 ② 先進医療 ※2 およびそれと組み合わせて保険適用で実施される特定不妊治療

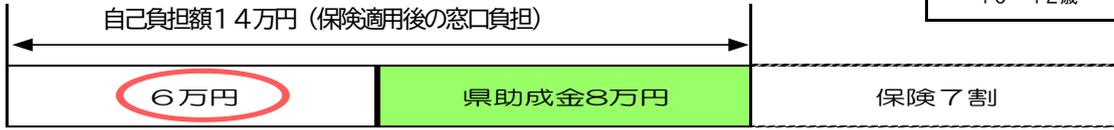
※1 体外受精や顕微授精(男性不妊治療を含みます)

※2 対象となる先進医療については、市ホームページをご覧ください

- ◆ 助成金額 「自己負担額-6万円」と「自己負担額×1/2」のうち高い方の金額
- ◆ 助成回数 保険適用の回数終了するまで(年度内の回数制限なし)

初回の治療開始 時点の女性の年齢	保険適用回数の上限
39歳以下	通算6回まで(1子ごとに)
40~42歳	通算3回まで(1子ごとに)

(例1) 保険適用で実施される特定不妊治療で窓口での自己負担額が14万円の場合



- < 助成金額の算定方法 >
- 自己負担額 14万円 - 6万円 = 8万円・・・㊦
 - 自己負担額 14万円 × 1/2 = 7万円・・・㊧
- ㊦と㊧を比較して、高い方の金額 8万円 が助成金額 (=申請額)

【保険適用の治療の方へ】

【高額療養費制度】

医療機関や薬局の窓口で支払う1か月の自己負担額が上限額(所得に応じて決められる)を超えた場合、その超えた額を加入している健康保険から給付する制度。

【付加給付】

自己負担額が高額になった場合、高額療養費とは別に、各健康保険が定めた基準に従い、独自に行われる給付。それぞれ制度の有無や名称が異なります。

◎ 診療月の2~3か月後に口座に自動給付される場合が多いです。



高額療養費・付加給付の
給付の詳細 ↓



1 「限度額適用認定証」

あらかじめ加入している健康保険から高額療養費制度の「限度額適用認定証」の交付を受けてから受診することをお勧めします。(窓口で提示すると支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、一時的に自己負担額のすべてを支払う必要がなくなります。)

※マイナンバーカードを保険証として使用する場合、交付は不要です。

2 高額療養費や付加給付等の給付の確認について

- ・ 加入している健康保険から給付を受ける方は、その金額が分かる書類(決定通知書や振り込まれた通帳の写し等)の提出が必要です。
- ・ 健康保険により自動で給付される場合と、申請手続きが必要な場合がありますので、**助成申請前**に、保険者(健康保険証発行機関)にご確認ください。

※助成決定後に給付が判明した場合、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

(例) 高額療養費・付加給付がある場合



- < 助成金額の算定方法 >
- {自己負担額 14万円 - (高額療養費+付加給付=10万円) ⇒ 4万円 - 6万円 = 0万円・・・㊦
 - {自己負担額 14万円 - (高額療養費+付加給付=10万円) ⇒ 4万円 × 1/2 = 2万円・・・㊧
- ㊦と㊧を比較して高い方の金額 2万円 が助成金額 (=申請額)

先進医療を自費診療と
組み合わせた方もこちら

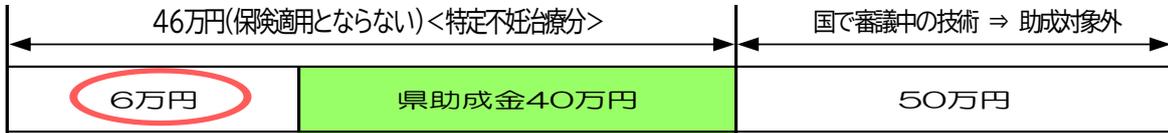
③「国で審議中の技術」※3と組み合わせて実施する特定不妊治療

※3 対象となる「国で審議中の技術」については、市ホームページをご覧ください

先進医療の届出をしていない医療機関において、先進医療を実施した場合は、③で申請してください。

- ◆ 助成金額 「特定不妊治療の自己負担額—6万円」と「特定不妊治療の自己負担額×17/20」のうち高い方の金額
※「国で審議中の技術」や先進医療等に要した費用は助成対象外
- ◆ 助成回数 年度内における申請は1回

(例2)国で審議中の技術と組み合わせて実施する特定不妊治療にて、96万円の費用がかかった場合



< 助成金額の算定方法 > 自己負担額46万円(特定不妊治療分) - 6万円 = 40万円・・・㊦
 自己負担額46万円(特定不妊治療分) × 17/20 = 39万1千円・・・㊧
 ㊦と㊧を比較して、高い方の金額 40万円 が助成金額 (=申請額)

④ 保険適用の回数終了した後の特定不妊治療

- ◆ 助成金額 「自己負担額—6万円」と「自己負担額×17/20」のうち高い方の金額
※「国で審議中の技術」や先進医療等に要した費用は助成対象外
- ◆ 助成回数 年度内における申請は3回(治療内容がGHの場合は別で年度内3回まで)

(例3)保険適用の回数終了し、窓口での自己負担額が46万円場合



初回の治療開始 時点の女性の年齢	保険適用回数の上限
39歳以下	通算6回まで(1子ごとに)
40~42歳	通算3回まで(1子ごとに)

< 助成金額の算定方法 > 自己負担額46万円 - 6万円 = 40万円・・・㊦
 自己負担額46万円 × 17/20 = 39万1千円・・・㊧
 ㊦と㊧を比較して、高い方の金額 40万円 が助成金額 (=申請額)

< 治療期間の考え方 >

特定不妊治療には下表のA~Hの8つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは、医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で「1回の治療」とカウントします。

治療内容	採卵まで				採精(夫)	受精(培養)	胚移植						妊娠の確認	精巣内精子採取	
	(点鼻薬)	薬品投与(注射)	薬品投与	採卵			新鮮胚移植			凍結胚移植					
							胚移植	補充療法	黄体期	胚凍結	薬品投与	胚移植			補充療法
A 新鮮胚移植															
B 凍結胚移植															
C 以前に凍結した胚による胚移植															
D 体調不良等により治療終了															
E 受精できず、または異常受精等により中止															
F 採卵したが、卵が得られない、または状態の良い卵が得られず中止															
G 卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止															
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止															

県内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
西ウィメンズクリニック	福井市木田2-2102	(0776) 33-3663
本多レディースクリニック	福井市宝永4-2-18	(0776) 24-6800
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	(0776) 61-3111
ふくい輝クリニック	福井市大願寺2丁目9-16	(0776) 50-2510

◆ 申請に必要な書類

申請者全員	1	福井市特定不妊治療費助成申請書 (様式第1号) ※「1回の治療」につき1枚の申請書が必要です。
	2	福井県特定不妊治療費助成事業受診等証明書 (様式第2号) ※治療を受けた指定医療機関で作成を依頼してください。 ※治療終了日から7ヶ月以内であることを確認して依頼をお願いします。
	3	医療機関発行の領収書(原本) ※診療明細書も併せてご準備下さい。
	4	申請者名義の通帳 (またはキャッシュカード)
保険適用の治療を受けた方 (先進医療と組み合わせた方も含む)	5	治療を受けた方の健康保険証
	6	限度額適用認定証 (お持ちの方)
初回申請の方	7	戸籍謄本 ※事実婚の方は二人のものが申請ごとに必要 ※発行日から3か月以内のもの
夫婦一方の住民登録の 住所が市外にある方	8	世帯全員の住民票(市外に住民登録の住所を有する方のもの) ※申請ごとに必要 ※続柄記載のあるもの、マイナンバー記載のないもの ※発行日から3か月以内のもの
男性不妊治療を行った方	9	福井市精巣内精子採取術費用助成申請書 (様式第3号) ※「1回の治療」につき1枚の申請書が必要です
	10	福井県精巣内精子採取術受診等証明書 (様式第6号)
事実婚の方	11	事実婚関係に関する申立書 ※申請ごとに必要 ※夫、妻それぞれの自筆で記入してください (様式第7号)
治療終了後に 高額療養費や付加給付等の 給付を受けた方	12	決定通知等、給付された金額が分かる書類の写し (ない場合は通帳等) ※公的医療費 (重度障がい者医療費助成等) の給付がある場合は受給者証等の提示が必要です。事前にお問い合わせください。

◆ 申請期限 **1回の治療が終了した日***の翌日から**7ヶ月以内** (代理申請や郵送も可能)

(* 1回の治療が終了した日:受診等証明書(様式第2号)に記載してある“今回の治療期間”の終了日)

注意

- ・1回の治療ごとに助成金の申請をしてください。
- ・受診等証明書の発行には時間がかかりますので、**余裕をもって医療機関に依頼してください。**
- ・申請をされても、必ずしも助成が受けられるとは限りませんので、ご理解願います。
- ・提出いただいた書類は返却できません。

◆ 助成金の支給

- ◇ 助成額が確定したら、確定通知書を送付します。(申請日から約2か月後)
- ◇ 助成金は、申請書記載の口座に振り込みます。(確定通知書送付から約1か月後)

県相談窓口

助産師による女性の健康相談 (電話・メール・面接)

- 不妊・不育 ●妊娠・出産・月経不順・更年期症状等
- 思春期も含む女性の心身の相談等

電話 0776-54-0080 (毎週月・水 13:30~16:00)

メール jkenkou@kango-fukui.com (対応上記時間内)

面接 (予約制 水曜日 場所 福井県看護協会)

医師による不妊に関する面接相談

(予約制 電話0776-54-0080)

- 男性からの相談も受け付けています。

日時・場所などは福井県看護協会ホームページでご確認ください。

(トップページ→県民の皆様へ→女性の健康相談)